平成２２年（フ）第３７０号
長崎県長崎市岡町９番８号　深堀マンション205
債務者　窄口　　豪
1　決定年月日時　平成23年３月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　川島　陽介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年６月17日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成23年６月10日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第２１号
宮崎県東臼杵郡門川町宮ケ原４丁目14ニューライフかわむらＢ203号、住民票上の住所宮崎県東臼杵郡門川町城ケ丘16番10号
債務者　稲村　有一
1　決定年月日時　平成23年３月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　渡辺　純一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年６月10日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成23年６月10日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２３年（フ）第２号
大分県由布市湯布院町川南1043番地５
債務者　日野　廣美
1　決定年月日時　平成23年３月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田中　利武
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年６月28日午後４時
5　免責意見申述期間　平成23年６月14日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２２年（フ）第３９４２号
札幌市中央区南７条西23丁目１番15―1022号
債務者　釼谷　　誠
1　決定年月日時　平成23年３月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　井澤　慎次
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年６月24日午前11時
5　免責意見申述期間　平成23年６月17日まで
札幌地方裁判所民事第４部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２３年（フ）第１６６号
福岡市中央区小笹１丁目22番25―207号
債務者　濵田　法子
1　決定年月日時　平成23年３月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月10日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第５８号
北海道亀田郡七飯町大川５丁目40番31号
債務者　足立　　豊
1　決定年月日時　平成23年３月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで
函館地方裁判所

平成２３年（フ）第９４号
北海道北斗市久根別４丁目40番４号
債務者　丸山　誠治
1　決定年月日時　平成23年３月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで
函館地方裁判所

平成２２年（フ）第１４４３号
大阪府柏原市大県４丁目３番34号
債務者　村上建由紀
1　決定年月日時　平成23年３月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１７５９号
大阪府松原市天美東７丁目63番地　802号
債務者　畑中あけみ
1　決定年月日時　平成23年３月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第３号
大阪府富田林市高辺台３丁目４番50―502号
債務者　植田　悦子
1　決定年月日時　平成23年３月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第６号
大阪府羽曳野市恵我之荘５丁目３番31号
債務者　Ｒｅｌａｔｉｏｎｓこと　宮崎　優子
1　決定年月日時　平成23年３月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第２１号
大阪府富田林市高辺台３丁目３番10―206号、住民票上の住所堺市南区泉田中462番地２号
債務者　山岨　忠清
1　決定年月日時　平成23年３月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第２３号
大阪府河内長野市松ケ丘東町1806番地の１サンライズＡ205号、前住所大阪市生野区中川６丁目７番４号
債務者　髙橋　龍一
1　決定年月日時　平成23年３月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第５７号
大阪府富田林市高辺台３丁目２番１―306号
債務者　久保田梨紗
1　決定年月日時　平成23年３月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第９７号
大阪府富田林市甲田６丁目１番53―302号、前住所大阪府富田林市若松町１丁目11番19―904号
債務者　岡本知佐子（旧姓本山）
1　決定年月日時　平成23年３月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１０１号
大阪府松原市岡２丁目11番25―308号
債務者　吉田　三佳（旧姓中村）
1　決定年月日時　平成23年３月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１１４号
堺市北区新金岡町５丁７番228号　華マンション102号
債務者　松山真由美
1　決定年月日時　平成23年３月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係